

山梨県木材資源活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、本県の充実しつつある森林資源の有効活用を促進するため、県内に所在する別表に掲げる事業主体（以下「補助事業者」という。）が県産材活用に資するために実施する木材資源活用促進事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業及びこれらに対する補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（第1号様式別紙1）
- (2) 収支予算書（第1号様式別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(事業の審査及び交付決定等)

第4条 知事は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金等の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第3号から第4号までにおいて同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
 - (4) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
- 3 知事は、交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。
- 4 知事は、審査のうえ、補助金を交付しない旨の決定をした場合、不交付決定通知書（第3号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条による補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（変更申請等の承認）

第6条 知事は、前条の規定に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更等の内容が適正であると認め、これを承認したときは、変更（中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

（実績報告書の様式、提出期限）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第6号様式）及び関係書類を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、別紙第7号様式により通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 知事は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、規則又はこの要綱の規定に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 2 前項の規定は、第8条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 知事は、前2項に基づく取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
 - 4 前項に基づく補助金の返還を請求したときは、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき規則第17条に規定する割合で計算した加算金及び延滞金を併せて補助事業者から徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別紙第8号様式により速やかに、知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令15号）に定められている耐用年数に相当する期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（他事業との併用）

第13条 この補助金は、国の地方創生推進交付金を活用して交付するものであるため、国による他の補助金と併用することは認めない。

（書類の保管）

第14条 補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類について、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

補助区分	補助対象経費	事業主体	補助率	軽微な変更
木の駅プロジェクト支援	未利用材等の受入・集積のための施設整備、木の駅プロジェクトに関わる者に対する技術研修等に要する経費	市町村、一部事務組合	定額（10分の10以内）	補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合
木質バイオマス燃料品質調査等支援	木質バイオマス燃料及び木質バイオマス専焼ボイラーで生じた燃焼灰等（塗料や薬剤を含む若しくはそのおそれのある廃木材又は当該廃木材を原料として製造された燃料と混焼して生じたものを除く。）の品質調査、認証取得等に要する経費	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等が組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一部事務組合、社会福祉法人、PFI事業者、民間事業者その他知事が認めるもの	補助対象経費の4分の3以内	

注) 「木質バイオマス燃料品質調査等支援」メニューは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条の再生可能エネルギー発電事業計画の対象となる発電設備から発生する燃焼灰は対象としない。

第1号様式（第3条関係）

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県木材資源活用促進事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり実施したいので、山梨県木材資源活用促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 交付申請額 金 円
- 4 事業着手予定年月日
- 5 事業完了予定年月日
- 6 添付書類
(1) 事業計画書（第1号様式別紙1）
(2) 収支予算書（第1号様式別紙2）

第1号様式別紙1（第3条関係）

事業計画書

1 補助区分

2 事業の概要

- (1) 実施場所
- (2) 実施体制
- (3) 実施内容
- (4) 利用計画等

(注) 利用計画等については、施設の管理や利用方法、木質バイオマス利用量及び利用促進の取組等を明らかにする。

3 添付資料

- (1) 位置図、配置図等
- (2) 実施設計書（経費明細書）
- (3) その他知事が必要と認める書類（工程表等）

第1号様式別紙2（第3条関係）

収支予算書

1 収入

経費の区分	経費の内訳			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円		円
計				

2 支出

経費の区分	予算額	算出基礎
	円	
計		

第2号様式（第4条関係）

番 号
平成 年 月 日

（補助事業者）殿

山梨県知事

山梨県木材資源活用促進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県木材資源活用促進事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県木材資源活用促進事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
- 4 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
 - （1）補助事業の内容の変更（補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （2）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければ

ばならない。

5 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

(2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

6 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

7 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

8 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

第3号様式（第4条関係）

番 号
平成 年 月 日

（補助事業者）殿

山梨県知事

山梨県木材資源活用促進事業費補助金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった当該補助金について、交付しないことに決定したので山梨県木材資源活用促進事業費補助金交付要綱第4条第4項の規定により通知します。

第4号様式（第5条関係）

番 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県木材資源活用促進事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた当該事業の内容を変更（中止・廃止）したいので、山梨県木材資源活用促進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

第5号様式（第6条関係）

番 号
平成 年 月 日

（補助事業者）殿

山梨県知事

山梨県木材資源活用促進事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった山梨県木材資源活用促進事業費補助金事業について、次のとおりこれを承認することを決定したので、通知します。

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容

第6号様式（第7条関係）

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県木材資源活用促進事業費補助金実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこのことについて、山梨県木材資源活用促進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助区分

2 事業実績

(1) 実施場所

(2) 実施体制

(3) 実施内容

3 補助金交付決定額及び実績による補助金請求額

交付決定額 金 円

補助金請求額 金 円

4 事業完了年月日

5 収支決算

(1) 収入

経費の区分	経費の内訳			計
	県補助金	市町村費	その他	
	円	円		円
計				

(2) 支出

経費の区分	精算額	算出基礎
	円	
計		

6 添付書類

(1) 位置図、配置図等

(2) 検査・分析結果、請負契約書の写し、完成写真、精算設計書、精算図面等

(3) その他知事が必要と認める書類

7 支払方法 振込先金融機関名

預金種別

口座番号

口座名義人

第7号様式（第8条関係）

番
平成 年 月 日

（補助事業者）殿

山梨県知事

山梨県木材資源活用促進事業費補助金額確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった当該補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、山梨県木材資源活用促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

確定額 円

第8号様式（第11条関係）

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け 第 号で額の確定を受けた山梨県木材資源活用促進事業費補助金について、次のとおり報告します。

- 1 事業実績額
金 円
- 2 申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 添付書類
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額算出書
 - (2) 消費税及び地方消費税確定申告書の写し
 - (3) その他参考となる書類

第9号様式（第12条関係）

番
平成 年 月 日 号

山梨県知事 殿

所在地
団体名
代表者名 印

山梨県木材資源活用促進事業費補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた当該補助金により取得した財産を処分したいので、山梨県木材資源活用促進事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり承認を申請します。

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由